

地方交付税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二 地方交付税法（第二条関係）	64
三 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二百三十三号）（第三条関係）	68
四 特別会計に関する法律（第四条関係）	74
五 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（第五条関係）	76
六 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）（第六条関係）	83
七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第七条関係）	84
八 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）（附則第八条関係）	86
九 地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（附則第九条関係）	88
十 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（附則第十条関係）	89

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
八 補正予算債償還費	一〇七 略	昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	平成十六年度から平成二十四年度まで及び平成十六年度から平成二十五年度までの

現行

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
八 補正予算債償還費	一〇七 略	昭和五十七年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十一年度から平成二十四年度までの

十六 東日本大震	十五 臨時財政対策債償還費	十三及び十四 略	十二 財源対策債償還費	十一 臨時財政特例債償還費	十 地域財政特例対策債償還費	九 地方税減収補填債償還費	各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
平成二十三年度から平成二十五年度まで	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	臨時財政のため平成十三年度から平成二十四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	平成六年度から平成二十五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成五年度から平成四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成二十五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

十六 東日本大震	十五 臨時財政対策債償還費	十三及び十四 略	十二 財源対策債償還費	十一 臨時財政特例債償還費	十 地域財政特例対策債償還費	九 地方税減収補填債償還費	各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
平成二十三年度及び平成二十四年度	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	臨時財政のため平成十三年度から平成二十四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	平成六年度から平成二十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成四年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成二十五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

		市町村	災全国緊急防災 施策等債償還費
		一～八 略	の各年度において東日本大震災全国緊急 防災施策等に要する費用に充てるため發行について同意又は許可を得た地方債の額
十二	例債償還費	九 换正予算債償 還費	昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利債還金
十一	地域財政特 例対策債償還費	十 地方税減収補 填債償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
十二	臨時財政特 例債償還費	十一 地域財政特 例対策債償還費	平成二十五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可された地方債の額
十二	臨時財政特 例債償還費	十一 地域財政特 例対策債償還費	平成十一年度から平成十五年度から平成二十九年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可された地方債の額
十二	臨時財政特 例債償還費	十一 地域財政特 例対策債償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十二	臨時財政特 例債償還費	十一 地域財政特 例対策債償還費	平成十一年度から平成四年度及び平成二十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可された地方債の額
十二	臨時財政特 例債償還費	十一 地域財政特 例対策債償還費	平成十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可された地方債の額

		市町村	災全国緊急防災 施策債償還費
		一～八 略	において東日本大震災全国緊急 防災施策に要する費用に充てるため發行について同意又は許可を得た地方債の額
十二	例債償還費	九 换正予算債償 還費	昭和五十七年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利債還金
十一	地域財政特 例対策債償還費	十 地方税減収補 填債償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十九年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
十二	臨時財政特 例債償還費	十一 地域財政特 例対策債償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十二	臨時財政特 例債償還費	十一 地域財政特 例対策債償還費	平成十一年度から平成四年度及び平成二十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十二	臨時財政特 例債償還費	十一 地域財政特 例対策債償還費	平成十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

に発行を許可された地方債の額

十三 財源対策債

平成六年度から平成二十五年度までの各
年度の財源対策のため当該各年度におい
て発行について同意又は許可を得た地方
債の額

十四及び十五 略

十六 臨時財政対
策債償還費

臨時財政対策のため平成十三年度から平
成二十五年度までの各年度において特別
に起こすことができることとされた地方
債の額

十七 東日本大震
災全国緊急防災
施策等債償還費

平成二十三年度から平成二十五年度まで
の各年度において東日本大震災全国緊急
防災施策等に要する費用に充てるため發
行について同意又は許可を得た地方債の
額

2 略

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、そ
れぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて
、総務省令の定めるところにより算定する。

九 略	一 く 三十 種類	測定単位の 種類	測定単位の 数値の算定の基礎	単 位 表 示
--------	--------------------	-------------	-------------------	------------------

に発行を許可された地方債の額

十三 財源対策債

平成六年度から平成二十四年度までの各
年度の財源対策のため当該各年度におい
て発行について同意又は許可を得た地方
債の額

十四及び十五 略

十六 臨時財政対
策債償還費

臨時財政対策のため平成十三年度から平
成二十四年度までの各年度において特別
に起こすことができることとされた地方
債の額

十七 東日本大震
災全国緊急防災
施策等債償還費

平成二十三年度及び平成二十四年度
において東日本大震災全国緊急
防災施策に要する費用に充てるため發
行について同意又は許可を得た地方債の
額

2 略

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、そ
れぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて
、総務省令の定めるところにより算定する。

九 略	一 く 三十 種類	測定単位の 種類	測定単位の 数値の算定の基礎	単 位 表 示
--------	--------------------	-------------	-------------------	------------------

四十 災害
復旧事業
費の財源

(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事
業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係
る負担金に充てるため発行について同意又は
に充てるため発行

千円

四十 災害
復旧事業
費の財源

(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事
業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係
る負担金に充てるため発行について同意又は
に充てるため発行

千円

について
同様又は
許可を得
た地方債
に係る元
利償還金
(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、
地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事
業に係る経費又は国に行う地盤沈下、地盤変
動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係
る負担金に充てるため発行について同意又は
許可を得た地方債 (平成二十三年度から平成
二十五年度までの各年度において発行につい
て同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指
定するものを除く。) の当該年度における元
利償還金及び国庫の負担金を受けないで施
行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発
行について同意又は許可を得た地方債 (平成
二十二年度から平成二十五年度までの各年度
において発行について同意又は許可を得た地
方債で総務大臣の指定するものを除く。) の
当該年度における元利償還金 (6)に掲げるも
のを除く。)

について
同様又は
許可を得
た地方債
に係る元
利償還金
(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、
地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事
業に係る経費又は国に行う地盤沈下、地盤変
動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係
る負担金に充てるため発行について同意又は
許可を得た地方債 (平成二十三年度及び平成
二十四年度において発行につい
て同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指
定するものを除く。) の当該年度における元
利償還金及び国庫の負担金を受けないで施
行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発
行について同意又は許可を得た地方債 (平成
二十二年度から平成二十四年度までの各年度
において発行について同意又は許可を得た地
方債で総務大臣の指定するものを除く。) の
当該年度における元利償還金 (6)に掲げるも
のを除く。)

て同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指
二十五年度までの各年度において発行につい
て同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指

定するものを除く。）の当該年度における元

利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国行う

災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国行う

災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事

業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指

定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壤地

帶災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七

年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国行う当該計

画に基づく事業に係る負担金に充てるため起

こした地方債で総務大臣の指定するものの当

該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱

害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又

は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧

事業につき同法第五十三条の規定により負担

し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規

定するものを除く。）の当該年度における元

利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国行う

災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国行う

災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事

業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指

定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壤地

帶災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七

年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国行う当該計

画に基づく事業に係る負担金に充てるため起

こした地方債で総務大臣の指定するものの当

該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱

害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又

は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧

事業につき同法第五十三条の規定により負担

し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規

定により支弁するため要する経費若しくは

方債され るた れを行 うに源 て保 用費に 係に予 正予 度に國 ての年 から一 八年 昭略	同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起 した地方債の当該年度における元利償還金 等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十 号）第二十四条第一項及び第二項に規定する 地方債の当該年度における元利償還金
国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金	

千円

交付するためには、要する経費により補助金を交付した地方債の当該年度における元利償還金等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十一号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金	(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十一号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金	四十一 略	四十二 昭和五十七年度から平成十年度までの各年度において国が補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債	四十二 昭和五十七年度から平成十年度までの各年度において国が補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債	四十二 昭和五十七年度から平成十年度までの各年度において国が補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債

千円

千
田

利償還金	に係る元	四十三 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額
を得た地 又は許可 を得た地 にて同意 ててため 発行につ いてのため 事業費の 財源に充 ててため 等に係る 事業費の 補正予算 いてのため 年度にお までの各 十四年度 十四年度 までの各 るものの額	利償還金	に係る元	四十三 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地

千
田

方債の額	四十四 地 方税の減 収補填の ため平成 五年度か ら平成二 十五年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税 割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成五年度から平成十 四年度までの各年度において特別に発行を許可 された地方債の額の百分の八十に相当する額及 び平成十五年度から平成二十五年度までの各年 度において特別に発行について同意又は許可を 得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、 市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人 税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百 二十六号）第七十一条の二十六の規定により市 町村に対し交付するものとされる利子割に係る 交付金（以下「利子割交付金」という。）の減 収補填のため平成五年度から平成二十五年度ま での各年度において特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当 する額
四十五 地 域財政特 例対策の ため	行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一 環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の 特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第十九 十三条）第十四条又は第十五条の規定による国 の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地	行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一 環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の 特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第十九 十三条）第十四条又は第十五条の規定による国 の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地

千
田

千円

平成五 年度にお いて特別 に発行を 許可され た地方債 の額		方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進 するため当面講ずべき措置の一環としてされた 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号） の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又 は補助額の減額に伴い、これらの減額による地 方負担の増大に対処するため 平成五年度において特別に発行を許可された地方 債の額	
四十六 臨時財政特 例対策の ため平成 五年度か ら平成十 二年度ま での各年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事 業	四十六 臨時財政特 例対策の ため平成 四年度か ら平成十 二年度ま での各年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額	方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進 するため当面講ずべき措置の一環としてされた 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号） の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又 は補助額の減額に伴い、これらの減額による地 方負担の増大に対処するため平成四年度及び平 成五年度において特別に発行を許可された地方 債の額
千円	千円	千円	千円

平成五 年度にお いて特別 に発行を 許可され た地方債 の額		方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進 するため当面講ずべき措置の一環としてされた 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号） の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又 は補助額の減額に伴い、これらの減額による地 方負担の増大に対処するため平成四年度及び平 成五年度において特別に発行を許可された地方 債の額	
四十七 平 額	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事 業	四十七 平 額	方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進 するため当面講ずべき措置の一環としてされた 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号） の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又 は補助額の減額に伴い、これらの減額による地 方負担の増大に対処するため平成四年度及び平 成五年度において特別に発行を許可された地方 債の額
千円	千円	千円	千円

成六年度 から平成 二十五年	業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	該各年度 において 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十八個 人の道府 県民税又 は市町村 民税に係 る特別減 税等によ る平成六 年度から	(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成六 年法律第百十一号。以下この号において「地 方税法等改正法」という。）第一条の規定に よる改正前の地方税法附則第三条の四の規定 による個人の道府県民税又は市町村民税に係 る特別減税による平成六年度及び平成七年度 の減収額	(2) 所得税法等の一部を改正する法律（平成十 九年法律第六号）第十二条の規定による改正

成六年度 から平成 二十四年	業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	該各年度 において 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十八個 人の道府 県民税又 は市町村 民税に係 る特別減 税等によ る平成六 年度から	(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成六 年法律第百十一号。以下 「地方税法等改正法」という。）第一条の規定に よる改正前の地方税法附則第三条の四の規定 による個人の道府県民税又は市町村民税に係 る特別減税による平成六年度及び平成七年度 の減収額	(2) 所得税法等の一部を改正する法律（平成十 九年法律第六号）第十二条の規定による改正

			平成八年 度まで及 び平成十 年度から 平成十八 年度まで の各年度 の減収を 補填する ため当該 各年度に おいて特 別に起こ すことが できるこ ととされ た地方債 の額	(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府 県民税又は市町村民税の平成六年度から平成 八年度までの各年度の減収額
(6)	地方税法の一部を改正する法律（平成十一 年法律第十五号）による改正前の地方税法附 則第三条の四の規定による個人の道府県民税 又は市町村民税に係る特別減税による平成十 年度及び平成十一年度の減収額		(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金 法の一部を改正する法律（平成九年法律第九 号）第一条の規定による改正前の地方税法附 則第三条の四の規定による個人の道府県民税 又は市町村民税に係る特別減税による平成八 年度の減収額	(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府 県民税又は市町村民税の平成六年度から平成 八年度までの各年度の減収額

			平成八年 度まで及 び平成十 年度から 平成十八 年度まで の各年度 の減収を 補填する ため当該 各年度に おいて特 別に起こ すことが できるこ ととされ た地方債 の額	(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府 県民税又は市町村民税の平成六年度から平成 八年度までの各年度の減収額
(6)	地方税法の一部を改正する法律（平成十一 年法律第十五号）による改正前の地方税法附 則第三条の四の規定による個人の道府県民税 又は市町村民税に係る特別減税による平成十 年度及び平成十一年度の減収額		(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金 法の一部を改正する法律（平成九年法律第九 号）第一条の規定による改正前の地方税法附 則第三条の四の規定による個人の道府県民税 又は市町村民税に係る特別減税による平成八 年度の減収額	(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府 県民税又は市町村民税の平成六年度から平成 八年度までの各年度の減収額

則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条の規定により平成十一年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方財政法第三十三条の五の四の規定により平成十五年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額

(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による

四十九 略

五十 臨時
財政対策
のため平
成十三年
度から平
成二十五
年まで

千円

則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条の規定により平成十一年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方財政法第三十三条の五の四の規定により平成十五年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額

(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による

四十九 略

五十 臨時
財政対策
のため平
成十三年
度から平
成二十四
年まで

千円

において
特別に起
改正前の地方財政法第三十三条の五の一第一
項の規定により平成十五年度において起こす
ことができる」とされた地方債の額

ができる
こととさ
れた地方
(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十二年度までの各年度において起ることができるることとされた地方債の額

（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第二項の規定により平成二十二年度において起つたことができる」とされた地方債の額

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の一

において
特別に起
改正前の地方財政法第三十三条の五の一第二
項の規定により平成十五年度において起こす
ことができる」とされた地方債の額

ができる
こととさ
れた地方
(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
成十九年法律第二十四号）第三条の規定によ
る改正前の地方財政法第三十三条の五の二第
一項の規定により平成十六年度から平成十八

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第二項の規定により平成十九年度から平成二十二年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第二項の規定により平成二十二年度において起訴すことができることとされた地方債の額

(6) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度及び平成二十四年度

第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額								
千円								
方債の額	を得た地	又は許可	發行について同意	てため	費用に充てるため	災施策等	震災全	度におい
(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において東日本大震災緊急防災施策等に要する費用に充てるため平成二十三年度及び平成二十四年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額	五十一 平成二十三							
(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（(1)に掲げるものを除く。）	五十一 平成二十三							

において起こすことができることとされた地方債の額								
千円								
額	地方債の	可を得た	意又は許	ついて同	め発行に	充てるた	臣の指定するもの額	る防災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度及び平成二十四年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するもの額

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

- 5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行ふものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
八 還費	一～七 略	昭和五十八年度		種別補正
までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	から平成十年度			

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

- 5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行ふものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
八 還費	一～七 略	昭和五十七年度		種別補正
までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	から平成十年度			

十 地域財政特例 対策債償還費		九 地方税減収補 填債償還費		まで及び平成十六年度から平成二十五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
平成五	地域財政特例対策のための額	十五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債	年度から平成二	年度、から平成五	種別補正

十 地域財政特例 対策債償還費		九 地方税減収補 填債償還費		まで及び平成十六年度から平成二十四年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
年度及び平成五	地域財政特例対策のための額	十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債	年度から平成二	年度、から平成四	種別補正

十五 臨時財政対策の 十三及び十四 略	額	十二 財源対策債		種別補正	十一 臨時財政特例対策のため平成五 例債償還費	年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額
		償還費	額			
		平成六年度から までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	平成二十五年度	平成六年度から までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	平成六年度から までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	平成六年度から までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額

十五 臨時財政対策の 十三及び十四 略	額	十二 財源対策債		種別補正	十一 臨時財政特例対策のため平成四 例債償還費	年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額
		償還費	額			
		平成二十四年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	平成六年度から までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	平成六年度から までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	平成六年度から までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	平成六年度から までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額

策債償還費									
ため平成十三年 度から平成二十 五年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額									
十六 東日本大震 災全国緊急防災 施策等償償還費									
市町村	八 還費 一 補正予算債償 七 略	十六 度 東 日本 大 震 災 全 國 緊 急 防 災 施 策 等 債 償 償 還 費							
までの各年度に から平成十年度 まで	昭和五十八年度 から平成十年度 まで	債の額 要する費用に充 てることで発行に ついて同意又は 許可を得た地方	度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に 要する費用に充 てることで発行に ついて同意又は 許可を得た地方						

策債償還費									
ため平成十三年 度から平成二十 四年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額									
十六 東日本大震 災全国緊急防災 施策債償還費									
市町村	八 還費 一 補正予算債償 七 略	十六 度 東 日本 大 震 災 全 國 緊 急 防 災 施 策 等 債 償 償 還 費							
までの各年度に から平成十年度 まで	昭和五十七年度 から平成十年度 まで	債の額 要する費用に充 てることで発行に ついて同意又は 許可を得た地方	度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に 要する費用に充 てることで発行に ついて同意又は 許可を得た地方	度において東日 本大震災全国緊 急防灾施策等に 要する費用に充 てることで発行に ついて同意又は 許可を得た地方	度において東日 本大震災全国緊 急防灾施策等に 要する費用に充 てることで発行に ついて同意又は 許可を得た地方	度において東日 本大震災全国緊 急防灾施策等に 要する費用に充 てることで発行に ついて同意又は 許可を得た地方	度において東日 本大震災全国緊 急防灾施策等に 要する費用に充 てることで発行に ついて同意又は 許可を得た地方	度において東日 本大震災全国緊 急防灾施策等に 要する費用に充 てることで発行に ついて同意又は 許可を得た地方	度において東日 本大震災全国緊 急防灾施策等に 要する費用に充 てることで発行に ついて同意又は 許可を得た地方

十二 財源対策債 償還費		十一 臨時財政特例債償還費		十 地域財政特例 対策債償還費		十五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	
平成二十五年度	額	年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の	策のため平成五 年	年度において特 別に発行を許可 された地方債の	策のため 平成五 年	地域財政特例対 策のため 平成五 年	の額
平成六年度から	種別補正	年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の	策のため平成五 年	年度において特 別に発行を許可 された地方債の	策のため 平成五 年	地域財政特例対 策のため 平成五 年	の額
平成六年度から	種別補正	年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の	策のため平成五 年	年度において特 別に発行を許可 された地方債の	策のため 平成五 年	地域財政特例対 策のため 平成五 年	の額

十二 財源対策債 償還費		十一 臨時財政特例債償還費		十 地域財政特例 対策債償還費		十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	
平成二十四年度	額	年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の	策のため平成四 年	年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の	策のため平成四 年	地域財政特例対 策のため平成四 年及び平成五 年	の額
平成六年度から	種別補正	年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の	策のため平成四 年	年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の	策のため平成四 年	地域財政特例対 策のため平成四 年及び平成五 年	の額
平成六年度から	種別補正	年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の	策のため平成四 年	年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の	策のため平成四 年	地域財政特例対 策のため平成四 年及び平成五 年	の額

急防災施策等に	本大震災全国緊	度において東日	年度までの各年	から平成二十五	平成二十三年度	額	種別補正	十五	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十	五年度までの各年度において特別に起こすこととができることとされた地方債の	策債償還費	十三及び十四	略	
災全国緊急防災	施策等債償還費	十六	東日本大震											

急防災施策等に	本大震災全国緊	度において東日	年度までの各年	から平成二十四	平成二十三年度	額	種別補正	十五	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十	四年度までの各年度において特別に起こすこととができることとされた地方債の	策債償還費	十三及び十四	略	
災全国緊急防災	施策債償還費	十六	東日本大震											

6 12 略	
債の額	
要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方	
（平成二十六年度分の交付税の総額の特例）	
第四条 平成二十六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は 、第一号から第六号までに掲げる額の合算額に九千百億円 を加算し た額から第七号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本 大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例 等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）。 附則第十三条	
第一項において「平成二十三年度総額特別法」という。）第一条に規定す る震災復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百二十一万 五千円を加算した額とする。	
一 第六条第二項の規定により算定した額	
二 平成二十六年度の地方法人税の収入見込額として交付税及び譲与税 配付金特別会計の歳入予算に計上された金額に相当する額	
三 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号 ） 第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下 「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十六年 度分の交付税の総額に加算することとされていた額	

四	旧法附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年度分の交付税の総額及び平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされた額のうち千五百三十六億円
五	平成二十六年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例計算額 二兆六千四百三十八億三千百七十五万円
六	平成二十六年度における借入金の額に相当する額 三十三兆千百七十五千円
七	平成二十五年度における借入金の額に相当する額 三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円
八	平成二十六年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百二十九億円
九	旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十六年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

三	旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十五年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千五百八十一億円
四	平成二十五年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例計算額 三兆六千四十五億三千百七十五万円
五	平成二十五年度における借入金の額に相当する額 三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円
六	平成二十四年度における借入金の額に相当する額 三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円
七	平成二十五年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百四十六億円
八	旧法附則第四条の二第五項の規定において平成二十五年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円
九	平成二十三年度総額特例法第一条に規定する平成二十三年度震災復興特別交付税額のうち、平成二十三年度総額特例法第四条の規定により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算され、更に旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額 八百五十五億四千五十一万九千円

2 平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の

（削除）

2 平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の

規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第三項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた一千三百十七億八千七百四十万円を減額する。

(平成二十七年度から平成六十二年度までの各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 平成二十七年度から平成六十二年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十七年度から平成四十一年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十七年度	三千九百二十六億円
平成二十八年度	三千四百三十六億円

規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第四項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた一千九百七十七億八千七百四十万円を減額する。

(平成二十六年度から平成六十二年度までの各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 平成二十六年度から平成六十二年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十六年度から平成四十一年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円

平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百二十九億円
平成三十三年度	二千八十六億円
平成三十四年度	一千六百四十八億円
平成三十五年度	一千二百九億円
平成三十六年度	八百二十五億円
平成三十七年度	五百十五億円
平成三十八年度	二百七十三億円
平成三十九年度	百二十一億円
平成四十年度	一十六億円

総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成十九年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち九百九十八億八千七百四十万円 及び平成二十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち六百六十億六百六十万八千円 について

の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九万八千円を 減額する。

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一

条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額

に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法

律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第

五号に掲げる額に相当する額を平成二十七年度から平成四十二年度までの

間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は

、平成二十七年度にあつては第二項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年度から平成三十八年度

までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億千九百万円

を、平成三十九年度から平成四十一年度までの各年度にあつては同項の規

定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成三十九年度から平

成四十二年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円を

それぞれ減額した額とする。

5 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第

四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各

年度の前年度の予算で定める額とする。

（平成二十七年度及び平成二十八年度における臨時財政対策のための特例

加算）

第四条の三 平成二十七年度及び平成二十八年度において、地方財政の状況

等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度

分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計か

ら交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして

、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一

条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額

に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法

律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第

五号に掲げる額に相当する額を平成二十六年度から平成四十二年度までの

間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は

、平成二十六年度及び平成二十七年度にあつては第二項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年度から平成三十八年度

までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億千九百万円

を、平成三十九年度及び平成四十一年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成四十一年度及び平

成四十二年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円を

それぞれ減額した額とする。

5 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第

四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各

年度の前年度の予算で定める額とする。

（平成二十七年度及び平成二十八年度における臨時財政対策のための特例

加算）

第四条の三 平成二十七年度及び平成二十八年度において、地方財政の状況

等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度

分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計か

ら交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れが必要なものとして

、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

の種類	地方団体	経費の種類	
		測定単位	
円		単位費用	

（二）第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意を又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(6)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

第五条 略

（地域の元気創造事業費の基準財政需要額への算入）

第五条の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

第五条 略

道府県	地域の元気	人口	一人につき	八六〇
市町村	地域の元気	創造事業費		
	人口		人口	
	一人につき	人口	人口	
	二、二七〇	円	円	

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参照して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十六年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等	一般社団法人及び一般財団法人に 千円につき 九五〇	円

災害復興等	測定単位	単位費用
一般社団法人及び一般財団法人に 千円につき 九五〇		
円		

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十五年度及び平成二十六年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

の種類	地方団体	経費の種類	方債利子支 払費
			関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律（平成十八年法律第 五十号）第三十八条の規定による 改正前の民法（明治二十九年法律 第八十九号）第三十四条の規定に より設立された法人で災害に係る 復興事業等を行うことを目的とす るものに対する貸付けの財源に充 てるため平成十六年度において發 行を許可された地方債に係る利子 支払額
			2 略
			（地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入）
			第六条の二
			平成二十六年度に限り、各地方団体に対し て交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財 政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体 の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定 した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。
円	単位費用	測定単位	経費の種類
			地方団体

の種類	地方団体	経費の種類	方債利子支 払費
			関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律（平成十八年法律第 五十号）第三十八条の規定による 改正前の民法（明治二十九年法律 第八十九号）第三十四条の規定に より設立された法人で災害に係る 復興事業等を行うことを目的とす るものに対する貸付けの財源に充 てるため平成十六年度において發 行を許可された地方債に係る利子 支払額
			2 略
			（地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入）
			第六条の二
			平成二十五年度及び平成二十六年度に限り、各地方団体に対し て交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財 政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体 の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定 した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。
円	単位費用	測定単位	経費の種類
			地方団体

控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる
じて得た額

二 二兆千八百五十億五千九十五万二千円 に当該市町村の控除前財
源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗
じて得た額

控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる
じて得た額

二 二兆三千六百六十二億千二百九十七万二千円に当該市町村の控除前財
源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗
じて得た額

道府県	地域経済・ 雇用対策費	人口	一人につき	二、三三〇
			一人につき	一、七〇〇
		円		

道府県	地域経済・ 雇用対策費	人口	一人につき	二、六三〇
			一人につき	二、三四〇
		円		

(平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度分の交付税に係る基準
財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度分の交付税に

限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十六年度にあつては

第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げ
る額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、平成二十一
七年度及び平成二十八年度にあつては同条の規定によつて算定した額から
法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 三兆四千百一億千七百二十九万八千円 に当該道府県の控除前

財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財
政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、
零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前

財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 二兆千八百五十億五千九十五万二千円 に当該市町村の控除前財
源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗
じて得た額

(平成二十五年度分
の交付税に係る基準
財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十五年度分の地方交付税

限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、

第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げ
る額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とする

一 三兆八千四百六十九億五千五百二十七万八千円に当該道府県の控除前

財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財
政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、
零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前

財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 二兆三千六百六十二億千二百九十七万二千円に当該市町村の控除前財
源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗
じて得た額

数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十五年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前的地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削除）

数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十四年度における基準財政収入額を旧法

附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十八号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（削除）

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（全国緊急防災施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入）

第六条の四 地方団体が平成二十五年度において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるために平成二十五年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、平成二十六年度以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の三 当分の間、各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

2 当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

(平成二十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 平成二十六年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからりまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法及び国において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法等改正法」という。）

一 イからりまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）及び

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）」、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年法律第五号」という。）」、「平成二十

(平成二十五年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の三 平成二十五年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからりまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）及び

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）」、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年法律第五号」という。）」、「平成二十

五年所得税法等改正法」という。)及び所得税法等の一部を改正する

法律(平成二十六年法律第 号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。)の施行による個人の道府県民税に

係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下

この条において「震災特例法」という。)、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正

法の施行による法人の道府県民税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

の施行による個人の道府県民税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下

この条において「震災特例法」という。)、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。)の施行による法人の道府県民税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第一百二十号

、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）の施行による不動産取得税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第一百二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第一百二十号」という。）、平成二十四年地方税法等改正法及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年地方税法改正法）の施行による不動産取得税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第一百二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額

として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成

二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得稅法等改正法の施行による地方法人特別譲与税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第百二十号、平成二

十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等

改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得稅法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成

二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法の施行による地方法人特別譲与税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二

十四年地方税法等改正法及び震災特例法改正法

の施行による個人の市町村民税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得稅法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第一百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第一百二十号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十五年地方税法改正法の施行による固定資産税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

<p>二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p> <p>ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p> <p>(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)</p>
--

<p>第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体に対して交付すべき平成二十六年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は適當でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。</p> <p>(平成二十六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)</p> <p>第十一條 平成二十六年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十六年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条の規定により平成二十六年度分として交付すべき交</p>	<p>第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体に対して交付すべき平成二十五年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は適當でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。</p> <p>(平成二十五年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)</p> <p>第十一條 平成二十五年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十五年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条の規定により平成二十五年度分として交付すべき交</p>
--	--

付税の総額に加算された平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部及び
附則第四条第一項
に規定する震災

復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千一百二十一万五千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十六年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十六年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十六年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十七年度における交付等)

第十二条 平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十六年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十六年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

付税の総額に加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部から
附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千六百二十七億二千九百五十七万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十四年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十四年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十六年度における交付等)

第十二条 平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十五年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十五年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十七年度分の交付税の総額に加算して交付する場合においては、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十七年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の

2 前項の規定により平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十六年度分の交付税の総額に加算して交付する場合においては、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十六年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の

規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十七年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

第十三条 平成二十六年度及び平成二十七年度において、各地方団体に交付すべき平成二十三年度総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは「、平成二十六年度にあつては同年度の特別交付税の

規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額の百分の九十五に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十六年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の五に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

第十三条 平成二十五年度及び平成二十六年度において、各地方団体に交付すべき平成二十三年度総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは「、平成二十五年度にあつては同年度の特別交付税の

総額から附則第十一條に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額を、平成二十七年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条规定号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成二十六年度及び平成二十七年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 平成二十六年度及び平成二十七年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十六年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一号)

第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額のうち平成二十五年度において交付された額を控除した額」と、平成二十七年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額を

総額から附則第十一條に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額を、平成二十六年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条规定号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成二十五年度及び平成二十六年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 平成二十五年度及び平成二十六年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十五年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)

第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額のうち平成二十四年度において交付された額を控除した額」と、平成二十六年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額を

のうち平成二十六年度において交付された額を控除した額」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県							類別 地方団 の種 経費の種類
一 警察費							測定単位
二 土木費							単位費用
河川の延長	道路の延長	道路の面積	警察職員数	一人に	八、五二六、〇〇〇	円	
ルにつ メート 一キロ 一六一、〇〇〇	き ルにつ メート 一キロ 一六一、〇〇〇	き ルにつ メート 一キロ 一九二、〇〇〇	千平方 つき	八、 五二六、 〇〇〇			

のうち平成二十五年度において交付された額を控除した額」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県							類別 地方団 の種 経費の種類
一 警察費							測定単位
二 土木費							単位費用
河川の延長	道路の延長	道路の面積	警察職員数	一人に	八、二八四、〇〇〇	円	
ルにつ メート 一キロ 一六九、〇〇〇	き ルにつ メート 一キロ 一九八二、〇〇〇	き ルにつ メート 一キロ 一五九、〇〇〇	千平方 つき	八、 二八四、 〇〇〇			

費		3 高 等 學 校 費	2 中 學 校 費	1 小 學 校 費	三 教 育 費	土 木 費	4 そ の 他 の	人 口	の 延 長	る 外 郭 施 設	漁 港 に お け	る 係 留 施 設	漁 港 に お け	の 延 長	る 外 郭 施 設	漁 港 に お け	の 延 長	る 係 留 施 設	漁 港 に お け	の 延 長	る 係 留 施 設	漁 港 に お け	の 延 長	3 港 湾 費								
生徒数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	人	口	の	延	長	る	外	郭	施	設	る	外	郭	施	設	る	係	留	施	設	港	湾	に	お	け	き
一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	二 七 、 七 〇 〇					
六〇、 五〇〇	六、 七一、 〇〇〇	六、 二七一、 〇〇〇	六、 一三七、 〇〇〇	一、 四七〇	五、 八六〇	一〇、 九〇〇	六、 〇六〇																									

費		3 高 等 學 校 費	2 中 學 校 費	1 小 學 校 費	三 教 育 費	土 木 費	4 そ の 他 の	人 口	の 延 長	る 外 郭 施 設	漁 港 に お け	る 係 留 施 設	漁 港 に お け	の 延 長	る 外 郭 施 設	漁 港 に お け	の 延 長	3 港 湾 費														
生徒数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	教職員数	人	口	の	延	長	る	外	郭	施	設	る	外	郭	施	設	る	外	郭	施	設	漁	港	に	お	け	き
一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 人 に	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー	二 七 、 七 〇 〇					
六六、 四〇〇	六、 五九〇、 〇〇〇	六、 一七〇、 〇〇〇	六、 一四〇、 〇〇〇	一、 五〇〇	五、 九三〇	一〇、 九〇〇	六、 〇九〇																									

健 福 祉 費	4 高 齡 者 保	3 衛 生 費	2 社 會 福 祉	1 生 活 保 護	四 厚 生 勞 働 費	5 そ の 他 の				4 特 別 支 援		
	上 人 口	六 十 五 歳 以 下	人 口	人 口	町 村 部 人 口	の 数	童 及 び 生 徒	私 立 の 学 校	高 等 專 門 学 校 及 び 大 学	教 育 費	學 級 數	教 職 員 數
	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き
	五 二 、 〇〇〇	一 四 、 六〇〇	一 二 、 八〇〇	九 、 一四〇				二 七 六 、 一〇〇	二 一 〇 、 〇〇〇	一 、 七〇〇	二 、 一 三 一 、 〇〇〇	六 、 一 一 六 、 〇〇〇

健 福 祉 費	4 高 齡 者 保	3 衛 生 費	2 社 會 福 祉	1 生 活 保 護	四 厚 生 勞 働 費	5 そ の 他 の				4 特 別 支 援		
	上 人 口	六 十 五 歳 以 下	人 口	人 口	町 村 部 人 口	の 数	童 及 び 生 徒	私 立 の 学 校	高 等 專 門 学 校 及 び 大 学	教 育 費	學 級 數	教 職 員 數
	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き
	五 〇 、 一〇〇	一 四 、 四〇〇	一 二 、 三〇〇	八 、 九八〇				二 七 一 、 〇〇〇	二 三 四 、 〇〇〇	一 、 七六〇	二 、 二 四 四 、 〇〇〇	六 、 〇一 七 、 〇〇〇

地域振興		3 恩給費	2 徵稅費	1 総務費	六 費	4 商工行政	3 水産行政	費	2 林野行政	1 農業行政	五 産業経済費	5 労働費	七十五歳以上人口
人口	者数	恩給受給権		世帯数	人口	水産業者数	面積	公有林野の面積	林野の面積	公有以外の面積	農家数	人口	上人口
一人に	つき	一人に	につき	一世帯	つき	一人に	につき	一人に	タール	につき	一ヘクタール	つき	一人に
六二八	六二八〇〇〇	一一二四、〇〇〇	六一七〇	六〇九〇	二〇〇〇〇	三一三、〇〇〇	一五、四〇〇	一五、四〇〇	四、八四〇	一一二、〇〇〇	一一二、〇〇〇	四八二	一〇一、〇〇〇

地域振興		3 恩給費	2 徵稅費	1 総務費	六 費	4 商工行政	3 水産行政	費	2 林野行政	1 農業行政	五 産業経済費	5 労働費	七十五歳以上人口
人口	者数	恩給受給権		世帯数	人口	水産業者数	面積	公有林野の面積	林野の面積	公有以外の面積	農家数	人口	上人口
一人に	つき	一人に	につき	一世帯	つき	一人に	につき	一人に	タール	につき	一ヘクタール	つき	一人に
七六八	七六八〇〇〇	一、一三一、〇〇〇	六二三〇	二二五〇	三一七、〇〇〇	一五、八〇〇	四、八八〇	一一六、〇〇〇	五一三	九五、五〇〇			

元利償還金	方債に係る	可された地	め発行を許	に充てるた	業費の財源	等に係る事	の補正予算	において国	での各年度	成十年度ま	年度から平	昭和五十八	還金	係る元利償	た地方債に	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	業費の財源	災害復旧事	七 災害復旧費		
																						つき	千円に	つき
元利償還金	方債に係る	可された地	め発行を許	に充てるた	業費の財源	等に係る事	の補正予算	において国	での各年度	成十年度ま	年度から平	昭和五十八	還金	係る元利償	た地方債に	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	業費の財源	災害復旧事	七 災害復旧費		

八〇〇 九五〇

元利償還金	方債に係る	可された地	め発行を許	に充てるた	業費の財源	等に係る事	の補正予算	において国	での各年度	成十年度ま	年度から平	昭和五十七	還金	係る元利償	た地方債に	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	業費の財源	災害復旧事	七 災害復旧費		
																						つき	千円に	つき
元利償還金	方債に係る	可された地	め発行を許	に充てるた	業費の財源	等に係る事	の補正予算	において国	での各年度	成十年度ま	年度から平	昭和五十七	還金	係る元利償	た地方債に	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	業費の財源	災害復旧事	七 災害復旧費		

八〇〇 九五〇

九 補填債償還費									度から平成 十四年度ま で及び平成 十六年度か ら平成二十 五年度まで の各年度に おいて国の一 補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額 地 方 税 減 収	平成十一年 千円につき		
ま での 各 年	二 十五 年 度	度 か ら 平 成	め 平 成 五 年	收 補 填 の た つき	地 方 税 の 減 収	地 方 債 の 額	地 方 税 の 減 収	地 方 税 の 減 収	地 方 税 の 減 収	地 方 税 の 減 収	地 方 税 の 減 収	

一四

五五

九 補填債償還費									度から平成 十四年度ま で及び平成 十六年度か ら平成二十 四年度まで の各年度に おいて国の一 補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額 地 方 税 減 収	平成十一年 千円につき		
ま での 各 年	二 十四 年 度	度 か ら 平 成	め 平 成 四 年	收 補 填 の た つき	地 方 税 の 減 収	地 方 債 の 額	地 方 税 の 減 収	地 方 税 の 減 収	地 方 税 の 減 収	地 方 税 の 減 収	地 方 税 の 減 収	

二四

五六

十一 地域財政特例対策債償還費									十 地域財政特例対策債償還費									度において特別に発行について同意又は許可を得た地方									
別に発行を において特 別の各年度			十二年度ま 度から平成 め平成五年			臨時財政特 例対策のた つき			五年度にお いて特別に 発行を許可 された地方			平成			め			地域財政特 例対策のた つき			地域財政特 例対策のた つき			千円に			

三三

三七

十一 地域財政特例対策債償還費									十 地域財政特例対策債償還費									度において特別に発行について同意又は許可を得た地方									
別に発行を において特 別の各年度			十二年度ま 度から平成 め平成四年			臨時財政特 例対策のた つき			五年度にお いて特別に 発行を許可 された地方			度及び平成			め平成四年			地域財政特 例対策のた つき			地域財政特 例対策のた つき			千円に			

三四

三七

十二 財源対策	債償還費	地方債の額	許可された
から平成二 十五年度ま で平成六年度	から平成二 十五年度ま で平成六年度	から平成二 十五年度ま で平成六年度	から平成二 十五年度ま で平成六年度
から平成十 度まで及び 平成十年度	ら平成八年 度による平 成六年度か	個人の道府 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か	の額 得た地方債 又は許可を ついて同意 して発行に の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額
つき	千円に つき	千円に つき	千円に つき

六五

五
四

六六

五六

対策債償還費	十五 臨時財政	十四 補填債償還費				八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度に起るこすとができるとがとされこととされた地方債の額			
		成十三年度	臨時財政対策のため平つき	額	た地方債のこととされとができるに起こすこととされ	成九年度において特別に起こすこととされ	臨時税収補填のため平つき	額	た地方債の額

六五

一九

対策債償還費	十五 臨時財政	十四 補填債償還費				八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度に起るこすとができるとがとされこととされた地方債の額			
		成十三年度	臨時財政対策のため平つき	額	た地方債のこととされとができるに起こすこととされ	成九年度において特別に起こすこととされ	臨時税収補填のため平つき	額	た地方債の額

六六

一九

を得た地方 意又は許可 について同 るため發行 費用に充て 等に要する 急防災施策 震災全国緊 て東日本大 年度におい 度までの各 成二十五年 年度から平 賃還費	十六 震災全 防災施 策等債 東日本大	十五年度ま で各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額		千円に つき	から平成二 一〇三
		十五年度ま で各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に つき		
を得た地方 意又は許可 について同 るため發行 費用に充て 等に要する 急防災施策 震災全国緊 て東日本大 年度におい 度までの各 成二十五年 年度から平 賃還費	十六 震災全 防災施 策等債 東日本大	十五年度ま で各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に つき	から平成二 一〇三	

一〇三

を得た地方 意又は許可 について同 るため發行 費用に充て 等に要する 急防災施策 震災全国緊 て東日本大 度におい に 度 成 年 度 及 び 平 賃 費	十六 震災全 防災施 策債 東日本大	十四年度ま で各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額		千円に つき	から平成二 一〇三
		十四年度ま で各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に つき		
を得た地方 意又は許可 について同 るため發行 費用に充て 等に要する 急防災施策 震災全国緊 て東日本大 度におい に 度 成 年 度 及 び 平 賃 費	十六 震災全 防災施 策債 東日本大	十四年度ま で各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に つき	から平成二 一〇三	

五

の延長	る係留施設	漁港における延長	る外郭施設	港湾における延長	る係留施設	港湾における延長	道路の延長	道路の面積	千平方	人口	市町村		債の額
											2 港湾費	1 道路橋り 二 土木費 よう費	一 消防費
つき	トルに	一メー	つき	一メー	つき	一メー	き	ルにつ	メート	き	千平方	人口	債の額
		一一、〇〇〇		六、〇六〇		二六、三〇〇	一八九、〇〇〇			七七、五〇〇		一一、一二〇〇	円

の延長	る係留施設	漁港における延長	る外郭施設	港湾における延長	る係留施設	港湾における延長	道路の延長	道路の面積	千平方	人口	市町村		債の額
											2 港湾費	1 道路橋り 二 土木費 よう費	一 消防費
つき	トルに	一メー	つき	一メー	つき	一メー	き	ルにつ	メート	き	千平方	人口	債の額
		一一、〇〇〇		六、〇九〇		二六、二〇〇	二一〇四、〇〇〇			七九、一〇〇		一一、八〇〇	円

1 小学校費			3 都市計画			4 公園費			5 下水道費			6 その他の			7 土木費			8 教育費		
学校数	学級数	児童数				人口	人口	面積	都市公園の	人口	人口	域における	都市計画区	の延長	る外郭施設	トルに	漁港における	一メー		
つき	一校に	につき	一学級	つき	一人に	つき	一人に	つき	き ルにつ	つき	き ルにつ	につ	一人に	につ	き ルにつ	につ	九、一七七、〇〇〇			
									メート						八三五、〇〇〇		八、二九〇			
									千平方						三四、九〇〇		四、一九〇			
									メート						五一七		九六一			

1 小学校費			3 都市計画			4 公園費			5 下水道費			6 その他の			7 土木費			8 教育費		
学校数	学級数	児童数				人口	人口	面積	都市公園の	人口	人口	域における	都市計画区	の延長	る外郭施設	トルに	漁港における	一メー		
つき	一校に	につき	一学級	つき	一人に	つき	一人に	つき	き ルにつ	つき	き ルにつ	につ	一人に	につ	き ルにつ	につ	九、五三六、〇〇〇			
									メート						八九八、〇〇〇		四、三三〇			
									千平方						三七、七〇〇		九六八			
									メート						五四四					
									き ルにつ											

	4 費 健福祉費	3 費 保健衛生	2 費 社会福祉	1 厚生費 生活保護	四 費 教育費	4 その他の 費	3 費 高等学校	2 中学校費 生徒数							
上人口	高齢者保	人口	人口	市部人口	児数	幼稚園の幼	人口	生徒数	教職員数	学校数	学級数	につき	一学級	につき	一人に
六十五歳以	上人口	つ き 六九、 三〇〇	つ き 七、 五八〇	つ き 二〇、 五〇〇	つ き 九、 三〇〇	つ き 三五二、 〇〇〇	つ き 四、 九一〇	つ き 七五、 一〇〇	つ き 六、 八〇五、 〇〇〇	つ き 九、 二二七、 〇〇〇	つ き 一、 〇二八、 〇〇〇	につき	一学級	につき	一人に
つ き 六九、 三〇〇	つ き 七、 五八〇	つ き 二〇、 五〇〇	つ き 九、 三〇〇	つ き 三五二、 〇〇〇	つ き 四、 九一〇	つ き 七五、 一〇〇	つ き 六、 八〇五、 〇〇〇	つ き 九、 二二七、 〇〇〇	つ き 一、 〇二八、 〇〇〇	つ き 一、 〇二八、 〇〇〇	つ き 一、 〇二八、 〇〇〇	につき	一学級	につき	一人に

	4 費 健福祉費	3 費 保健衛生	2 費 社会福祉	1 厚生費 生活保護	四 費 教育費	4 その他の 費	3 費 高等学校	2 中学校費 生徒数							
上人口	高齢者保	人口	人口	市部人口	児数	幼稚園の幼	人口	生徒数	教職員数	学校数	学級数	につき	一学級	につき	一人に
六十五歳以	上人口	つ き 六八、 〇〇〇	つ き 七、 六六〇	つ き 二〇、 三〇〇	つ き 九、 一三〇	つ き 三三九、 〇〇〇	つ き 五、 〇五〇	つ き 八〇、 八〇〇	つ き 六、 七〇一、 〇〇〇	つ き 九、 八八七、 〇〇〇	つ き 一、 一一九、 〇〇〇	につき	一学級	につき	一人に
つ き 六八、 〇〇〇	つ き 七、 六六〇	つ き 二〇、 三〇〇	つ き 九、 一三〇	つ き 三三九、 〇〇〇	つ き 五、 〇五〇	つ き 八〇、 八〇〇	つ き 六、 七〇一、 〇〇〇	つ き 九、 八八七、 〇〇〇	つ き 一、 一一九、 〇〇〇	つ き 一、 一一九、 〇〇〇	つ き 一、 一一九、 〇〇〇	につき	一学級	につき	一人に

費	3	2	1	六	3	2	1	五	5	
	地域振興費	基本台帳費	戸籍住民	徴稅費	総務費	商工行政	行政費	林野水產	農業行政費	清掃費
面積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数	者数	産業の従業	林業及び水	農家数	上人口	
キロメ	一平方	つき	一人に	につき	一世帯	につき	一籍に	一世帯	につき	一人に
一、二二一、〇〇〇	二、二七〇	二、二九〇	一、四八〇	四、九九〇	一、四五〇		二七〇、〇〇〇	八三、〇〇〇	五、〇四〇	八五、一〇〇

九 償還費	八 業債償還費	八 辺地対策事	七 災害復旧費				
				業費の財源	災害復旧事	につき	一ドル
成 十 年 度 ま で か ら 平 成 年 度 五 十 八	昭 和 五 十 八	還 金	業 費 の 財 源	邊 地 対 策 事	業 費 の 財 源	災 害 復 旧 事	
年 度 か ら 平 成 年 度 五 十 八	年 度 か ら 平 成 年 度 五 十 八	還 金	に 充 て る た め 發 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 れ る 元 利 債	に 充 て る た め 發 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 れ る 元 利 債	に 充 て る た め 發 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 れ る 元 利 債	に 充 て る た め 發 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 れ る 元 利 債	に 充 て る た め 發 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 れ る 元 利 債
つ き	千 円 に	つ き	千 円 に	つ き	千 円 に	千 円 に	つ き

八〇〇	八〇〇	九五〇
-----	-----	-----

九 償還費	八 業債償還費	八 辺地対策事	七 災害復旧費				
				業費の財源	災害復旧事	につき	一ドル
成 十 年 度 ま で か ら 平 成 年 度 五 十 七	昭 和 五 十 七	還 金	業 費 の 財 源	邊 地 対 策 事	業 費 の 財 源	災 害 復 旧 事	
年 度 か ら 平 成 年 度 五 十 七	年 度 か ら 平 成 年 度 五 十 七	還 金	に 充 て る た め 發 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 れ る 元 利 債	に 充 て る た め 發 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 れ る 元 利 債	に 充 て る た め 發 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 れ る 元 利 債	に 充 て る た め 發 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 れ る 元 利 債	に 充 て る た め 發 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 れ る 元 利 債
つ き	千 円 に	つ き	千 円 に	つ き	千 円 に	千 円 に	つ き

八〇〇	八〇〇	九五〇
-----	-----	-----

充てるため	費の財源に 係る事業	補正予算等	において国 の各年度に	五 年 度 ま で	ら 平 成 二 十	度 か ら 平 成	平 成 十 一 年	元 利 償 還 金	方 債 に 係 る	可 さ れ た 地	め 発 行 を 許	に 充 て る た め	業 費 の 財 源	等 に 係 る 事 業	に お い て 国 の 補 正 予 算	で の 各 年 度
-------	---------------	-------	----------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	--	-----------------------

千円
につき

五
五

充てるため	費の財源に 係る事業	補正予算等	において国 の各年度に	四 年 度 ま で	ら 平 成 二 十	度 か ら 平 成	平 成 十 一 年	元 利 償 還 金	方 債 に 係 る	可 さ れ た 地	め 発 行 を 許	に 充 て る た め	業 費 の 財 源	等 に 係 る 事 業	に お い て 国 の 補 正 予 算	で の 各 年 度
-------	---------------	-------	----------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	--	-----------------------

千円
につき

五
五

三六

二四

十一 地域財政	特例対策債償 還費	十 地方税減収 補填債償還費		地方税の減 地方債の額	発行につい て同意又は 許可を得た
		度から平成 め平成四年	度において同 意又は許可 を得た地方 債の額		
發行を許可 いて特別に 五年度にお 度及び平成 め平成四年	例対策のた つき	千円に	特別に發行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額	までの各年 度において 特別に發行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額	二十四年度 度から平成 め平成四年

三六

二四

十二 臨時財政 特例債償還費	十三 財源対策 債償還費	十三 財源対策 地方債の額 平成六年度 から平成二 十五年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債	債の額 臨時財政特 例対策のた め平成五年 度から平成 十二年度ま での各年度 において特 別に発行を 許可された 地方債の額 平成六年度 から平成二 十五年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債	
つき	千円に つき	千円に つき	千円に つき	千円に つき
三三	五三	五三	五三	五三

十二	臨時財政 特例債償還費	臨時財政特 例対策のた つき	債の額 された地方
得た地方債 又は許可を ついて同意	ついて発行に 各年度にお のため当該 の財源対策 での各年度 十四年度ま から平成二 十三 財源対策 債償還費	度から平成 め平成四年 度の各年度 において特 別に発行を 許可された 地方債の額 平成六年度 千円に つき	千円に つき
		五四	三四

五三

三四

五二

八五

—
三
—

六五

度	成二十四年	年度及び平 成二十三	の額	れられた地方債	ができる こととされ た地方債の 額	おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の 額	十六	十七
					つき	千円に	臨時財政 対策債償還費	防災施策債償 震災全国緊急 東日本大

五

六六

市町村	道府県	種類	団体の方	地 方	別表第二 (第十二条第五項関係)							
人口	面積	人口	測定単位									年度において
一人につき	つき	メートルに	一人につき	一平方キロ								
一九、九八〇 円			一、二七七、〇〇〇	一〇、八六〇	単位費用	債の額	を得た地方	意又は許可	について同	費用に充て	るため發行	等に要する

市町村	道府県	種類	団体の方	地 方	別表第一 (第十二条第五項関係)							
人口	面積	人口	測定単位									において
一人につき	つき	メートルに	一人につき	一平方キロ								
二一、三三〇 円			一、三〇七、〇〇〇	一一、六二〇	単位費用	債の額	を得た地方	意又は許可	について同	費用に充て	るため發行	等に要する

面積

一平方キロ

二、四八九、〇〇〇

つき
メートルに

面積

一平方キロ

二、五八五、〇〇〇

つき
メートルに

地方交付税法の一部改正（第二条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう国が交付する税をいう。

二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。

三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十二条の規定により算定した額をいう。

四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。

五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。

六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、

現 行

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう国が交付する税をいう。

二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。

三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十二条の規定により算定した額をいう。

四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。

五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。

六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、

使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当りの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当りの費用）で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乘すべきものをいう。

（交付税の総額）

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額

の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十一・三、たばこ税の収入額の百分の二十五並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。

2 每年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十一・三、たばこ税の収入見込額の百分の二十五並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

附 則

（平成二十六年度分の交付税の総額の特例）

第四条 平成二十六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に九千百億円を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災

使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当りの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当りの費用）で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乘すべきものをいう。

（交付税の総額）

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額

の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十二・三並びにたばこ税の収入額の百分の二十五をもつて交付税とする。

2 每年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十二・三並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

附 則

（平成二十六年度分の交付税の総額の特例）

第四条 平成二十六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第六号までに掲げる額の合算額に九千百億円を加算した額から第七号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災

に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百二十一万五千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額
(削除)

- 二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）
（第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十六年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千百十二億円）
- 三 旧法附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年度分の交付税の総額及び平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされたいた額のうち千五百三十六億円
- 四 平成二十六年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 二兆六千四百三十八億三千百七十五万円
- 五 平成二十六年度における借入金の額に相当する額 三十三兆三千百七十億九千五百四十万八千円
- 六 平成二十五年度における借入金の額に相当する額 三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円
- 七 平成二十六年度における借入金の額に相当する額 三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円
- 八 平成二十六年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二

に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百二十一万五千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額
(削除)

- 二 平成二十六年度の地方法人税の収入見込額として交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入予算に計上された金額に相当する額

- 三 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）
（第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十六年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千百十二億円）
- 四 旧法附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年度分の交付税の総額及び平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされたいた額のうち千五百三十六億円

- 五 平成二十六年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 二兆六千四百三十八億三千百七十五万円
- 六 平成二十六年度における借入金の額に相当する額 三十三兆三千百七十億九千五百四十万八千円
- 七 平成二十五年度における借入金の額に相当する額 三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円
- 八 平成二十六年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二

十三号) 第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百二十九億円

八 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十六年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万

2 略 円

十三号) 第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百二十九億円

九 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十六年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万

2 略 円

（傍線部は改正部分）

改正案

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、平成二十六年度から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十六年度にあっては三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円を、平成二十七年度から平成三十一年度までの各年度にあっては三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあっては二十八兆九千百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
平成二十七年度	三千億円
平成二十八年度	四千億円
平成二十九年度	五千億円

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、平成二十五年度から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年度にあっては三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円を、平成二十六年度から平成三十一年度までの各年度にあっては三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあっては二十八兆九千百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
平成二十六年度	二千億円
平成二十七年度	三千億円
平成二十八年度	四千億円
平成二十九年度	五千億円

平成三十一年度	六千億円
平成三十二年度	七千億円
平成三十三年度	八千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計)における一時借入金の利子の繰入れの特例

第五条 平成二十六年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十六年度にあっては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第三号から第五号までに掲げる額の合算額を加算した額に八千百億円を加算した額から同項第九号に掲げる額を減額した額とし、

平成二十七年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算

平成三十一年度	六千億円
平成三十一年度	七千億円
平成三十一年度	八千億円
平成三十一年度	九千億円

前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

（交付税及び譲与税配付金勘定における一時借入金の利子の繰入れの特例）

第五条 平成二十五年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

（交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例）

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十五年度にあっては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆四百億円を加算した額から同項第八号に掲げる額を減額した額とし、平成二十六

年度及び平成二十七年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算

定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十一年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十二年度にあっては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額とする。

一次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十七年度	三千九百二十六億円
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九百一十億円
平成三十四年度	一千六百五十三億円
平成三十五年度	一千二百四十四億円
平成三十六年度	八百三十一億円
平成三十七年度	五百二十一億円
平成三十八年度	二百八十億円
平成三十九年度	百二十八億円

定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度及び平成四十一年度にあっては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十一年度及び平成四十二年度にあっては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額とする。

一次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十一年度	三千三百六十七億円
平成三十二年度	二千九百六十一億円
平成三十三年度	二千五百三十九億円
平成三十四年度	二千八十六億円
平成三十五年度	一千六百四十八億円
平成三十六年度	一千二百九十九億円
平成三十七年度	八百二十五億円
平成三十八年度	五百十五億円
平成三十九年度	二百七十三億円

平成四十年度	三十五億円	八億円	二十六億円
二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十七年度分の交付税の総額から減額する金額 八百二十 七億三千六百五十万円			
三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十八年度から 平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八 百十一億千九百万円			
四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成三十九年度から 平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百 八十三億八千二百五十万円			
(交付税特別会計における繰入れの特例)			
第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。			
2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第百二十八条第一項（同法第百三十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に			
第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。			
2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第百二十八条第一項（同法第百三十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に			

、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出しに相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていらない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(削除)

、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出しに相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていらない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 平成二十五年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一條 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税特別会計の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金、道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出しに過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における交付税特別会計の歳出と

第十一條 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税特別会計の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金、道路交通法附則第十六条第一項の規定による返還金、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出しに過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における交付税特別会計の歳出と

する。

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の収入は交付税特別会計の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は交付税特別会計の歳出とする。

（削除）

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の収入は交付税特別会計の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は交付税特別会計の歳出とする。

3 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられた繰入金は、同勘定の歳入とする。

（財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例）

第十二条の三 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

特別会計に関する法律の一部改正（第四条関係）

(傍線部は改正部分)

(歳入及び歳出)	
第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。	
一 嶸入	
イ 地方法人税の収入	
ロ 一般会計からの繰入金	
ハ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金	
二 地方揮発油税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別どん税の収入	
ホ 一時借入金の借換えによる収入金	
ヘ 附属雑収入	
二 嶌出	
イ 地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）による地方交付税の交付金をいう。）及び地方譲与税譲与金（地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第二百三十三号）による地方揮発油譲与税の譲与金、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第二百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）による自動車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法（	
ロ 一般会計からの繰入金	
ハ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金	
二 地方揮発油税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別どん税の収入	
ホ 一時借入金の借換えによる収入金	
ヘ 附属雑収入	
二 嶌出	
イ 地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）による地方交付税の交付金をいう。）及び地方譲与税譲与金（地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第二百三十三号）による地方揮発油譲与税の譲与金、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第二百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）による自動車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法（	

昭和四十七年法律第十三号)による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)による特別とん譲与税の譲与金をいう。)並びにこれらに関する諸費

口 一時借入金の利子

ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

二 附属諸費

附 則

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十六年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に八千百億円を加算した額から同項第八号に掲げる額を減額した額とし、平成二十七年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十一年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十二年度にあつては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額とする。

一〇四 略

昭和四十七年法律第十三号)による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)による特別とん譲与税の譲与金をいう。)並びにこれらに関する諸費

口 一時借入金の利子

ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

二 附属諸費

附 則

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十六年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第三号から第五号までに掲げる額の合算額を加算した額に八千百億円を加算した額から同項第九号に掲げる額を減額した額とし、平成二十七年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十一年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十二年度にあつては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額とする。

一〇四 略

（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）

第十一條の二 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分（第十条第十二号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては後期高齢者医療の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を、同条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を除く。）は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。ただし、第十条第十六号に掲げる経費（国民健康保険に関する特別会計への繰入れに要する経費のうち所得の少ない者について行う保険料又は国民健康保険税の減額に係るもの並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費のうち都道府県の負担に係るものとし、第十条の二第四号に掲げる経費及び第十条の三第六号に掲げる経費については、この限りでない。

附 則

（平成二十六年度から平成二十八年度までの間における地方債の特例等）

第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十六年度から平成二十八年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正

（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）

第十一條の二 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分（第十条第十二号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては後期高齢者医療の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を、同条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を除く。）は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。ただし、第十条第十六号に掲げる経費（国民健康保険に関する特別会計への繰入れに要する経費のうち所得の少ない者について行う保険料又は国民健康保険税の減額に係るもの並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費のうち都道府県の負担に係るものとし、第十条の二第四号に掲げる経費及び第十条の三第五号に掲げる経費については、この限りでない。

附 則

（平成二十三年度から平成二十五年度までの間における地方債の特例等）

第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十三年度から平成二十五年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正

な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができる」とされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)

第三十三条の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年度まで（総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる行為を行うことその他に總務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体にあつては、平成二十一年度から平成二十八年度まで）の間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財源の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企業

な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができる」とされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)

第三十三条の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年度まで（総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる行為を行うことその他に總務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体にあつては、平成二十一年度から平成二十八年度まで）の間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財源の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企業

の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合に對して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行つてゐる当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行つたために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行つたために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つている法人（公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人の解散（破産手続その他他の総務省令で定める手續によりこれらの法人が清算をする場合に限る。以下この号において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生手續その他の総務省令で定める手續によるものに限る。以下この号において同じ。）当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つてゐる法人の借入金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必

の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合に對して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行つてゐる当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行つたために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行つたために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つている法人（公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人の解散（破産手続その他他の総務省令で定める手續によりこれらの法人が清算をする場合に限る。以下この号において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生手續その他の総務省令で定める手續によるものに限る。以下この号において同じ。）当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つてゐる法人の借入金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必

2	地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。	2	地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。		
3	地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとすることは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。	3	地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとすることは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。		
4	第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率及び同項第四号に規定する将来負担比率の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。	4	第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率及び同項第四号に規定する将来負担比率の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。		
5	第五条の三第八項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。	5	第五条の三第八項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。		
6	総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意	6	総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意		

2	地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費	2	地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費		

見を聽かなければならぬ。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第三十三条の五の八 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るもの）を除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年度までの間（次項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めることにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

見を聽かなければならぬ。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年度までの間（次項及び次条第一項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めることにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内

における各年度に支給すべき退職手当の合計額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 平成二十六年度及び平成二十七年度における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項までも若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 平成二十八年度

における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三

における各年度に支給すべき退職手当の合計額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 特例期間における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項までも若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 前項の規定にかかるわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五

条の五の七第二項

若しくは」と、同項第三号中「

第五項まで」とあるのは「第五項まで又は第三十三条の五の七第二項

」と、同條第十一項中「第五項まで」とあるのは「第

五項まで並びに第三十三条の五の七第二項

」とす

る。

の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「

第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は第

三十三条の八第一項」と、同條第十一項中「第五項まで」とあるのは「第

五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とす

る。

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）の一部改正（第六条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）	（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
<p>第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十三年度分の地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。</p>	<p>第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十三年度分の地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。</p>
2 平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。	2 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。
3 平成二十八年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十五」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の五」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「五分の二」とする。	3 平成二十六年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十五」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の五」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「五分の二」とする。

（傍線部は改正部分）

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）		改 正 案	
法 律	略	事 务	事 务
地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）	一 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務	一 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務	現 行
二 第三十三条の五の七第二項の規定により、平成二十一年度から平成二十八年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）			
二 第三十三条の五の七第二項の規定により、平成二十一年度から平成二十五年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）			

略	
四	<p>第三十三条の八第一項の規定により、平成十八年度から平成二十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）</p> <p>第三十三条の八第一項の規定により、平成十八年度から平成二十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）</p>

略	
四	<p>第三十三条の八第一項の規定により、平成十八年度から平成二十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）</p> <p>第三十三条の八第一項の規定により、平成十八年度から平成二十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）</p>

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部改正（附則第八条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。	1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。
2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。	2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
附則第十二条の二の次に次の一条を加える。 (外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等)	附則第十二条の三の次に次の一条を加える。 (外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等)
第十二条の三 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第一条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。	第十二条の四 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てことができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。
2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、 外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。	2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、 外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならぬ。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもつて表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならぬ。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもつて表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の一部改正（附則第九条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	附 則 (業務の特例)	現 行	附 則 (業務の特例)
4 平成二十八年度 〔第五項まで若しくは第三十三条の五の七第一項〕とする。	3 平成二十六年度及び平成二十七年度 〔における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、一第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」とする。〕	2 機構が前項に規定する業務を行う場合には、当該業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用する。	3 平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、一第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」とする。
4 平成二十八年度 〔第五項まで若しくは第三十三条の八第一項〕とする。	3 平成二十六年度及び平成二十七年度における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、一第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」とする。	2 機構が前項に規定する業務を行う場合には、当該業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用する。	3 平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、一第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」とする。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部改正（附則第十条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（地方債の起債の許可の特例）	（地方債の起債の許可の特例）
<p>第七条 平成二十六年度及び平成二十七年度における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。</p> <p>2 平成二十八年度における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。</p>	<p>第七条 平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。</p> <p>2 平成二十六年度及び平成二十七年度における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。</p>